

意見書案第7号

平成25年 6月20日

白老町議会

議長 山本浩平様

提出者

白老町議会議員 小西秀延

賛成者

白老町議会議員 松田謙吾

白老町議会議員 前田博之

白老町議会議員 大淵紀夫

白老町議会議員 吉田和子

水難救難所員の身分保障制度の確立と救助活動
に対する支援制度の拡充に関する意見書（案）

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

水難救難所員の身分保障制度の確立と救助活動
に対する支援制度の拡充に関する意見書（案）

漁業者は、食料の安定供給ばかりでなく、藻場干潟の保護による環境保全、操業を通じた国境監視や海難事故等に際しての人命救助等の多くの役割を担っている。

また漁村には、漁業者を構成員とする水難救難所が設置されており、一たび海難事故が発生した場合、多くの漁業者が救難所員として救助活動に従事しているが、近年、海難事故は漁船ばかりでなく、海洋レジャーの普及によるプレジャーボート等の事故も増加しているほか、近日の情勢変化により海上保安部の活動範囲が広がるなどしているため、水難救難所の役割についても、かつての漁業者の相互扶助から、現在では広く国民の生命財産を守る役割へと拡大している。

このような中で海難救助に当たる「水難救難所員」はあくまでもボランティアであり、救助活動の際の災害に対する補償が限られていることから、水難救護法により救難所の位置づけや、所員の身分を保障する必要がある。

また、救助の際の経費など、救助活動への経済的支援拡充が必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要請する。

記

- 1 水難救護法の改正により身分保障の確立を図ること。
- 2 現在ボランティアとして対応している水難救難活動に対して、救助所要経費等の支援を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年 6月 日

北海道白老郡白老町議会議長 山本浩平

（提出先） 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、
農林水産大臣、国土交通大臣